

東日本大震災後の防災対策の取組状況における
主な法律概要等

- ・ 災害対策基本法改正関係
- ・ 国土強靱化基本法関係
- ・ 首都直下地震対策特別措置法関係
- ・ 南海トラフ地震対策特別措置法関係

背景

- 東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものについては、昨年6月に行った災害対策基本法の「第1弾」改正にて措置したところ。その際、改正法の附則及び附帯決議により引き続き検討すべきとされた諸課題について、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（同年7月）も踏まえ、さらなる改正を実施するもの。

法律の概要

1 大規模広域な災害に対する即応力の強化等

- 災害緊急事態の布告があったときは、災害応急対策、国民生活や経済活動の維持・安定を図るための措置等の政府の方針を閣議決定し、これに基づき、内閣総理大臣の指揮監督の下、政府が一体となって対処するものとする。
- 災害により地方公共団体の機能が著しく低下した場合、国が災害応急対策を応援し、応急措置（救助、救援活動の妨げとなる障害物の除去等特に急を要する措置）を代行する仕組みを創設すること。
- 大規模広域災害時に、臨時に避難所として使用する施設の構造など平常時の規制の適用除外措置を講ずること。等

2 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

- 市町村長は、学校等の一定期間滞在するための避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、緊急時の避難場所としてあらかじめ指定すること。
- 市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。
- 的確な避難指示等のため、市町村長から助言を求められた国（地方気象台等）又は都道府県に応答義務を課すこと。
- 市町村長は、防災マップの作成等に努めること。等

3 被災者保護対策の改善

- 市町村長は、緊急時の避難場所と区別して、被災者が一定期間滞在する避難所について、その生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設を、あらかじめ指定すること。
- 災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、市町村長が罹災証明書を遅滞なく交付しなければならないこととする。
- 市町村長は、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成することができるものとするほか、台帳の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。
- 災害救助法について、救助の応援に要した費用を国が一時的に立て替える仕組みを創設するとともに、同法の所管を厚生労働省から内閣府に移管すること。等

4 平素からの防災への取組の強化

- 「減災」の考え方等、災害対策の基本理念を明確化すること。
- 災害応急対策等に関する事業者について、災害時に必要な事業活動の継続に努めることを責務とするとともに、国及び地方公共団体と民間事業者との協定締結を促進すること。
- 住民の責務に生活必需物資の備蓄等を明記するとともに、市町村の居住者等から地区防災計画を提案できることとする。
- 国、地方公共団体とボランティアとの連携を促進すること。等

5 その他

- 災害の定義の例示に、崖崩れ・土石流・地滑りを加えること。
- 特定非常災害法について、相続の承認又は放棄をすべき期間に関する民法の特例を設けること。等

「第1弾」災害対策基本法の改正の概要

参考

平成24年6月27日公布・施行

概要

1 大規模広域な災害に対する即応力の強化

- 災害発生時における積極的な情報の収集・伝達・共有を強化
- 地方公共団体間の応援業務等について、都道府県・国による調整規定を拡充・新設
- 地方公共団体間の応援の対象となる業務を、消防、救命・救難等の緊急性の高い応急措置から、避難所運営支援等の応急対策一般に拡大
- 地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの強化

2 大規模広域な災害時における被災者対応の改善

- 都道府県・国が要請等を待たず自らの判断で物資等を供給できるとなど、救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みを創設
- 市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受け入れ（広域避難）に関する調整規定を創設

3 教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

- 住民の責務として災害教訓の伝承を明記
- 各防災機関において防災教育を行うことを努力義務化する旨を規定
- 地域防災計画に多様な意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加

残された課題

（第1弾改正時にお示ししたもの）

- 自然災害による国家的な緊急事態への対処のあり方
- 避難の概念の明確化
- 被災者支援の充実
- 減災等の理念の明確化と多様な主体による防災意識の向上
- 復興の枠組みの整備
- その他災害対策法制全体の見直し

附則

政府は、東日本大震災から得られた教訓を今後を生かすため、東日本大震災に対してとられた措置の実施の状況を引き続き検証し、防災上の配慮を要する者に係る個人情報の取扱いの在り方、災害からの復興の枠組み等を含め、防災に関する制度の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

はじめに ～ガイドラインの活用方法～

1 地区防災計画とは

平成25年の災害対策基本法改正において、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が新たに創設されました。

我が国の防災計画は、国レベルの総合的かつ長期的な計画である防災基本計画と、地方レベルの都道府県及び市町村の地域防災計画があり、それぞれレベルで防災活動が実施されています（図表1参照）。

一方で、東日本大震災において、自助、共助及び公助がうまくかみあわなないと大規模広域災害後の災害対策がうまく働かないことが強く認識されました。

市町村の行政機能が麻痺するよう大規模広域災害が発生した場合には、まずは、自分自身で自分の命や身の安全を守ることが重要であり、その上で、地域コミュニティでの相互の助け合いが重要になってくるのです。

その教訓を踏まえて、平成25年の災害対策基本法改正では、自助及び共助に関する規定がいくつかが追加されました。

その際、防災計画体系の中に、地域コミュニティにおける共助の推進のために「地区防災計画制度」が新たに創設されました（平成26年4月1日施行）。

同制度は、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（以下、「地区居住者等」といいます。）が行う自発的な防災活動に関する計画ですが、市町村地域防災計画の中に同計画が規定されることによって、市町村地域防災計画に基づく防災活動と地区防災計画に基づく防災活動とが連携して、共助の強化により地区の防災力を向上させることを目的としています。

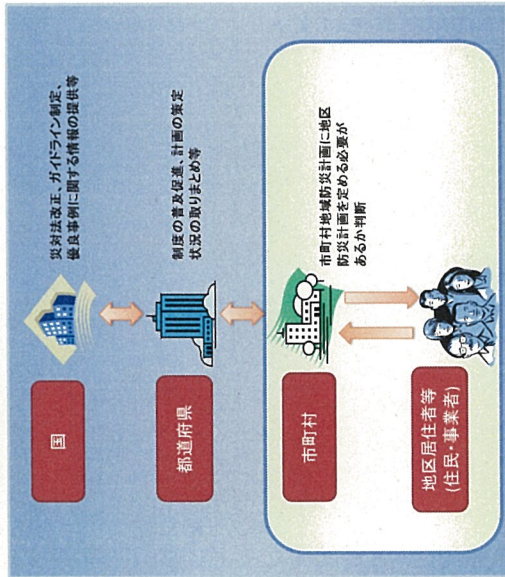
また、地区居住者等が市町村防災会議に対して計画に関する提案（計画提案）を行うことができることになっており、市町村防災会議には、それに対する応諾義務が課せられています（図表2参照）。



図表1 防災計画の全体像



図表2 地区防災計画制度の全体像のイメージ



<用語解説> 「災害対策基本法」

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）は、昭和34年の伊勢湾台風を契機に、昭和36年に制定された災害対策に関する基本法です。この法律を中心に我が国の各種災害法制が展開されています。

防災に関する「基本理念」や「責務」、中央防災会議等の「防災に関する組織」、防災基本計画等の「防災計画」について定めているほか、「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧」、「財政金融措置」等について規定しています。

なお、平成7年の阪神・淡路大震災等の際に改正が行われてきましたが、平成23年の東日本大震災での教訓を踏まえ、平成24年及び平成25年に大改正を実施しています（災害法制研究会編（2014）、佐々木（2013）参照）。

強くしなやかな国民生活の実現を図るための 防災・減災等に資する国土強靱化基本法 概要

基本理念

国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならないこと。

基本方針

- ・人命の保護が最大限に図られること。
- ・国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。
- ・国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- ・迅速な復旧復興に資すること。
- ・施設等の整備に関しない施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせた国土強靱化を推進するための体制を早急に整備すること。
- ・取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わせられることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ・財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

施策の策定・実施の方針

- ・既存社会資本の有効活用等により、費用の縮減を図ること。
- ・施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ・地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。
- ・民間の資金の積極的な活用を図ること。
- ・大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこと。
- ・人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。
- ・科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

国土強靱化基本計画の策定

※国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化基本計画を定めること。

○策定手続

◆案の作成(推進本部)

- ※ 都道府県、市町村等の意見聴取
- ※ 透明性を確保しつつ、公共性、客観性、公平性及び合理性を勘案して、施策の優先順位を定め、その重点化を図る。

◆閣議決定

○記載事項

- ・対象とする施策分野
- ・施策策定に係る基本的指針
- ・その他施策の総合的・計画的推進のために必要な事項

評価結果に基づき策定

脆弱性評価の結果の検証

脆弱性評価の実施

※国土強靱化基本計画の案の作成に当たり、推進本部が実施。

- ・推進本部が指針を作成。
- ・最悪の事態を想定し、総合的・客観的に行う。
- ・関係行政機関の協力を得て実施。

国土強靱化地域計画の策定

※国土強靱化に係る都道府県・市町村の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化地域計画を定めることができる。
[都道府県・市町村が作成]

調和

指針となる

国の他の計画

(国土強靱化基本計画を基本とする)

国による施策の実施

※内閣総理大臣による関係行政機関の長に対する必要な勧告

指針となる

都道府県・市町村の他の計画

都道府県・市町村による施策の実施

国土強靱化推進本部の設置

※国土強靱化に関する施策の総合的・計画的推進のため、内閣に、国土強靱化推進本部を設置。

【本部長】内閣総理大臣 【副本部長】内閣官房長官,国土強靱化担当大臣,国土交通大臣 【本部員】他の国務大臣

※本部は、関係行政機関の長等に対し、資料提出その他の必要な協力を求めることができる。

その他

- 国土強靱化の推進を担う組織の在り方に関する検討
- 国民及び諸外国の理解の増進

II 国土強靱化地域計画（地域強靱化計画）とは

1. 地域強靱化計画の位置付け

（地域強靱化計画の性格）

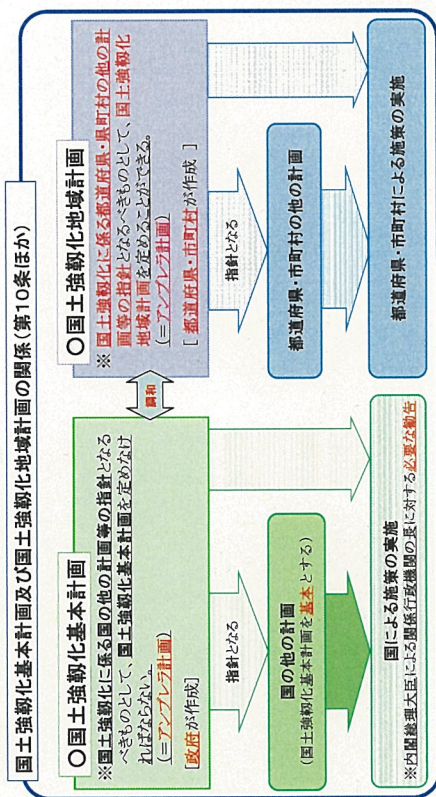
○地域強靱化計画は、国土強靱化の観点から、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものであり、基本計画と同様に、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有するものです。

○すなわち、地域強靱化計画が手引きとなり、地方公共団体の各種計画等について、国土強靱化の観点から必要な見直しを行い、これらを通じて必要となる施策を具体化し、国土強靱化を推進していくものです。

（基本法第十三条（国土強靱化地域計画））

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

（参考）国土強靱化に関する計画の体系



（参考）基本計画のアンブレラのイメージ

国土強靱化

基本計画

防災基本計画

国土形成計画 (国土利用計画)

- 消防防災基本計画
- 教育振興基本計画
- 科学技術基本計画
- ...
- エネルギー基本計画
- 環境基本計画
- 森林・林業基本計画
- ...
- 食料・農業・農村基本計画
- 社会資本整備重点計画
- 総合物流施策大綱

（参考）地域強靱化計画のアンブレラのイメージ

地域強靱化

〇〇県強靱化計画

〇〇県総合計画

〇〇県地域防災計画

〇〇県国土利用計画

- 地域森林計画
- 〇〇県食料・農業・農村基本計画
- 〇〇県社会資本総合整備計画
- ...
- 〇〇県エネルギービジョン
- 〇〇県スマートコミュニティ構想
- 〇〇県ハイオク活用推進計画
- ...
- 〇〇県環境基本計画
- 〇〇県教育振興基本計画
- 〇〇県きょうつくりビジョン

首都直下地震対策特別措置法 概要

首都直下地震緊急対策区域の指定 〔内閣総理大臣〕 〔中央防災会議に諮問・答申〕

【緊急対策推進基本計画】〔閣議決定〕

- ・首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する事項
- ・地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項 等



行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画等

地方緊急対策実施計画の作成等

○行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画(政府業務継続計画)

〔閣議決定〕

- ・政府及び各行政機関の業務の継続に関する事項
- ・行政中枢機能の一時的代替に関する事項等

※国会及び裁判所は、緊急対策推進基本計画を考慮して、上記に準じた所要の措置を講ずる

○地方緊急対策実施計画

〔緊急対策区域を含む都県知事〕

- ・石油コンビナート等の改築、補強
- ・木造密集地域対策
- ・帰宅困難者対策
- ・ライフラインの確保 等

○住民防災組織の認定

〔緊急対策区域を含む都県知事〕

首都中枢機能維持基盤整備等地区における特別の措置


特定緊急対策事業推進計画等

○首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定 〔内閣総理大臣〕

○首都中枢機能維持基盤整備等計画の作成 〔当該地区を含む地方公共団体〕

- ・ライフライン等の基盤整備事業に関する事項
- ・首都直下地震が発生した場合の滞在者等の安全確保に関する事項 等

※地方公共団体、国、事業実施者等からなる首都中枢機能維持基盤整備等協議会の協議が必要

 内閣総理大臣の認定

○首都中枢機能維持基盤整備等計画に係る特別の措置

- ・開発許可の特例 等

○特定緊急対策事業推進計画の作成

〔緊急対策区域を含む地方公共団体〕



内閣総理大臣の認定

○特定緊急対策事業推進計画に係る特別の措置

- ・避難施設等についての建築基準法上の用途制限の緩和
- ・補助金等交付財産の処分の制限に係る承認手続きの特例

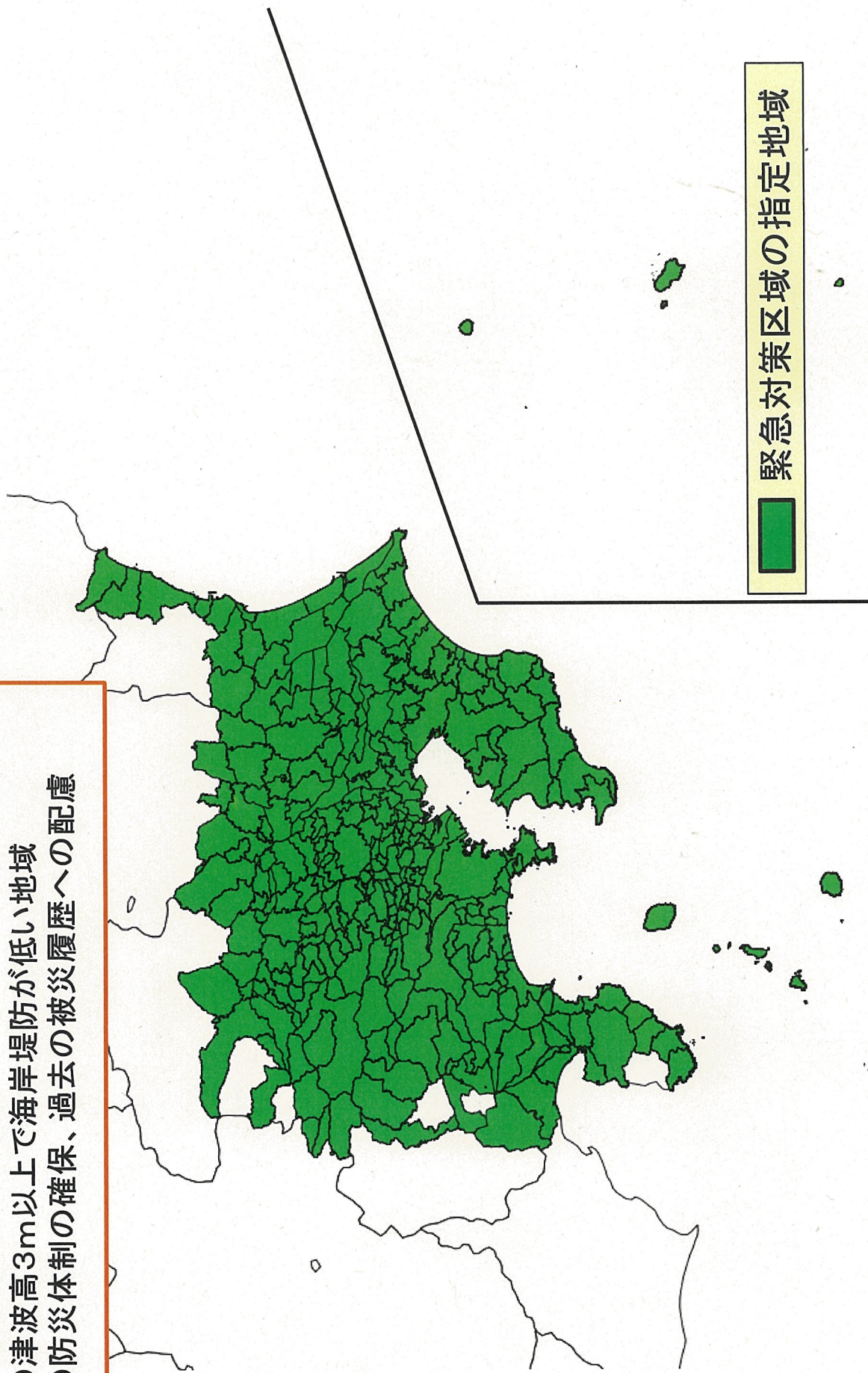
地震観測施設等の整備、総合的な防災訓練、
広域的連携協力体制の構築、財政上の措置等

首都直下地震に係る地震防災対策の推進を図る

首都直下地震緊急対策区域の指定

指定基準の概要

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮



首都直下地震緊急対策推進基本計画の概要

1. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

○首都中枢機能の継続性の確保は必要不可欠

- ・首都中枢機能の障害は災害応急対策に大きな支障を来すおそれ
- ・加えて、我が国全体の国民生活や経済活動にも支障が生じるおそれ

○予防対策・応急対策で被害を大きく減少させることが可能

- ・耐震化率100%で全壊棟数・死者数が約9割減、感震ブレーカー等の設置や初期消火成功率の向上等で焼失棟数・死者数が9割以上減

➔ 予防対策・応急対策の計画的・戦略的実施

2. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な方針

(1) 首都中枢機能の確保

- ・首都中枢機能の業務継続体制の構築
- ・首都中枢機能を支えるライフライン及びインフラの維持

(2) 膨大な人的・物的被害への対応

- ・あらゆる対策の大前提としての耐震化と火災対策、深刻な道路交通麻痺対策等、膨大な数の避難者・帰宅困難者等

(3) 地方公共団体への支援等

- ・国は、調査研究成果を始めとする各種情報の提供、助言等を実施
- (4) 社会全体での首都直下地震対策の推進
 - ・社会のあらゆる構成員が連携した「自助」「共助」「公助」による被害の軽減に向けた備え
- (5) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応
 - ・外国人観光客の避難誘導対策など安心して大会に参加・観戦できるよう取組強化

3. 首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する事項

(1) 首都中枢機能の維持を図るための施策に関する基本的な事項

- ・首都中枢機能及び首都中枢機関 ~ 政治中枢:国会、行政中枢:中央省庁・都庁・駐日外国公館等、経済中枢:中央銀行・企業本社等
- ・首都中枢機能の機能目標 ~ 発災直後においても最低限果たすべき機能目標を設定
- ・政府全体としての業務継続体制の構築: 非常時優先業務の実施に必要な執行体制、執務環境の確保について緊急対策実施計画に定める。
- ・金融決済機能の継続性の確保、企業本社等における事業継続への備え

(2) 首都中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該中枢機能の一時的な代替に関する基本的な事項

- ・政府の代替拠点の検討、代替庁舎の確保等

(3) ライフライン及びインフラの維持に係る施策に関する基本的な事項

- ・ライフライン及び情報通信インフラの機能目標
 - ・施設の耐震化・多重化や早期復旧体制の整備等

(4) 緊急輸送を確保する等のために必要な港湾、空港等の機能の維持に係る施策に関する基本的な事項

- ・交通インフラの機能目標
 - ・施設の耐震化や早期の道路啓開、復旧体制の整備等

(5) その他

- ・各主体が業務継続計画を作成・見直し

4. 5. 6. 法に基づく各種計画に係る事項

- 4. 首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定及び基盤整備等計画の認定に関する基本的な事項
 - ・首都中枢機能維持基盤整備等地区指定の考え方(首都中枢機能の集積状況を勘案)※別途参照
 - ・地方公共団体が作成する基盤整備等計画の認定基準

5. 地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項

- ・都県知事が作成する地方緊急対策実施計画に記載すべき地震防災対策、災害応急対策、災害復旧への備え、住民の協働等の対策等

6. 特定緊急対策事業推進計画の認定に関する基本的な事項

- ・地方公共団体が作成する特定緊急対策事業推進計画の認定基準

7. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置

(1) 首都中枢機能の継続性の確保 → 3. 参照

(2) 膨大な人的・物的被害への対応

- ① 計画的かつ早急な予防対策の推進
 - ・建築物、施設の耐震化の推進等
 - ・出火防止対策、発災時の速やかな初期消火、延焼被害の抑制対策等
 - ・ライフライン等の耐震化、発災時の速やかな機能回復
 - ・燃料の供給対策
 - ・交通インフラ、河川・海岸堤防等の耐震化、発災時の速やかな機能回復
 - ・その他(集客施設・原子力事業所・石油コンビナート等地区の安全確保等)

② 津波対策

- ③ 円滑かつ迅速な災害応急対策、災害復旧・復興への備え
 - ・災害応急体制の整備
 - ・市街地火災への対応
 - ・膨大な数の避難者・被災者、膨大な数の帰宅困難者等
 - ・広域連携のための防災拠点、交通基盤の確保
 - ・物資の絶対的な不足に対応した物資輸送機能の確保
 - ・的確な情報収集・発信
 - ・多様な発生態様への対応

④ 各個人の防災対策の啓発活動

- ・適切な避難行動、重傷の利用抑制、備蓄等

⑤ 企業活動等の回復・維持

- ・事業継続計画の作成、地域貢献等

(3) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応等

- ・施設の耐震化、外国人観光客の避難誘導等

(4) 長周期地震動対策(中長期的対応)

- ・高層建築物等への影響等の専門的検討

8. その他

- (1) 計画の効果的な推進 別途地震防災戦略・応急対策の具体計画を作成
- (2) 災害対策基本法に規定する防災計画との関係

首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定

<法第7条第1項関係>

○ 首都中枢機能維持基盤整備等地区は、

- ・ 首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備
 - ・ 滞在者等の安全の確保を図るために必要な施設の整備
- 等を緊急に行う必要がある地区

※指定された地区内又は地区の一部を含む地方公共団体は、首都中枢機能維持基盤整備等計画を作成することができる。

○ 首都中枢機能の集積状況、昼夜間人口を考慮し、下記の4区を首都中枢機能維持基盤整備等地区として指定

- ・ 千代田区
- ・ 中央区
- ・ 港区
- ・ 新宿区

○ 指定時期：平成26年3月28日(内閣総理大臣指定)

地方公共団体が作成する各種計画

首都中枢機能維持基盤整備等計画について

- 基盤整備等地区は、首都中枢機関の**集積状況等を勘案**して指定
 - 基盤整備等地区内等の**地方公共団体が作成**
 - 首都中枢機能の維持等に寄与し、円滑かつ確実に実施されるもの等を認定
→ライフラインやインフラ施設の整備等基盤整備事業に係る開発許可等の特例、
備蓄倉庫等の安全確保施設に係る都市再生特別措置法※の適用等
- ※ 都市再生緊急整備地域外でも、基盤整備等地区内であれば活用可能

地方緊急対策実施計画について

- 緊急対策区域内等の**都県知事が作成**
- 計画には、**区域・目標・計画期間・必要な対策**を記載
- 必要な対策は、集客施設の安全確保、建築物の耐震化、災害応急対策の備え、住民等の協働などについて幅広く記載

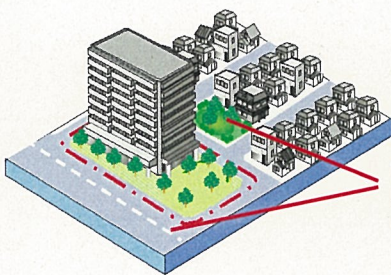
特定緊急対策事業推進計画について

- 緊急対策区域内等の**地方公共団体が作成**
- 首都直下地震対策の推進に寄与し、円滑かつ確実に実施されるもの等を認定
→避難施設等についての建築基準法の特例、補助金等交付財産の処分制限に係る承認の手続の特例

地方公共団体が作成する計画に基づく特別の措置 ~活用イメージ~

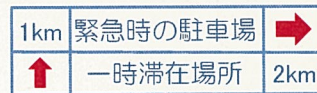
首都中枢機能維持基盤整備等計画

- 開発許可の特例、土地区画整理事業の認可の特例、市街地再開発事業の認可の特例
(例) 公共施設等の整備(道路の拡幅、公園の整備等)

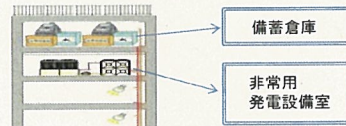


まちづくりと併せた
緊急輸送のための道路の拡幅
・公園の整備

- 道路の占用の許可基準の特例
(例) 緊急輸送確保のための看板・標識の設置



- 都市再生特別措置法の適用
(例) 容積率規制の緩和により、
備蓄倉庫・非常用発電設備室等の設置



特定緊急対策事業推進計画

- 建築基準法の特例
→重油等の用途地域ごとの貯蔵量制限の緩和
(例) 制限を超える重油等の燃料の貯蔵により災害時の発電が可能



- 補助金等交付財産の処分の制限に係る承認の手続の特例
→補助金等を受けた様々な施設を交付の目的以外の目的に使用

(例) 廃校を避難場所・備蓄倉庫等に転用



南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、科学的に想定し得る最大規模の地震を想定し、内閣総理大臣が指定

基本計画の作成

中央防災会議が作成

国の南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針及び基本的な施策、施策の具体的な目標及びその達成期間、南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針等を定める

推進計画の作成

指定行政機関の長及び指定公共機関は、防災業務計画において、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、国、地方公共団体その他の関係者の連携協力の確保に関する事項等を定める（推進計画）とともに、津波避難対策施設整備の目標及び達成期間を定める

地方防災会議等（都府県及び市町村）は地域防災計画において、上記の事項を定めるよう努め、市町村防災会議はこれらの事項に加え、津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができる

対策計画の作成

推進地域内の医療機関、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の管理者等は、推進地域の指定から六月以内に、津波からの円滑な避難の確保に関する計画を作成し、都府県知事に届け出る

南海トラフ地震防災対策推進協議会

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定

推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（特別強化地域）として、内閣総理大臣が指定

津波避難対策緊急事業計画の作成

市町村長は、都府県知事の意見を聴き、内閣総理大臣の同意を得て、以下の施設の整備（津波避難対策緊急事業）に関する計画を作成するとともに、当該津波避難対策緊急事業の目標及び達成期間を定める

- 津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所
- 避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路
- 集団移転促進事業及び集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であって、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒等の要配慮者が利用する政令で定める施設

津波避難対策緊急事業に係る 国の負担又は補助の特例等

- 津波避難対策緊急事業に要する経費に対する国の負担又は補助の割合の特例
- 集団移転促進事業関連の施設移転に対する財政上の配慮等

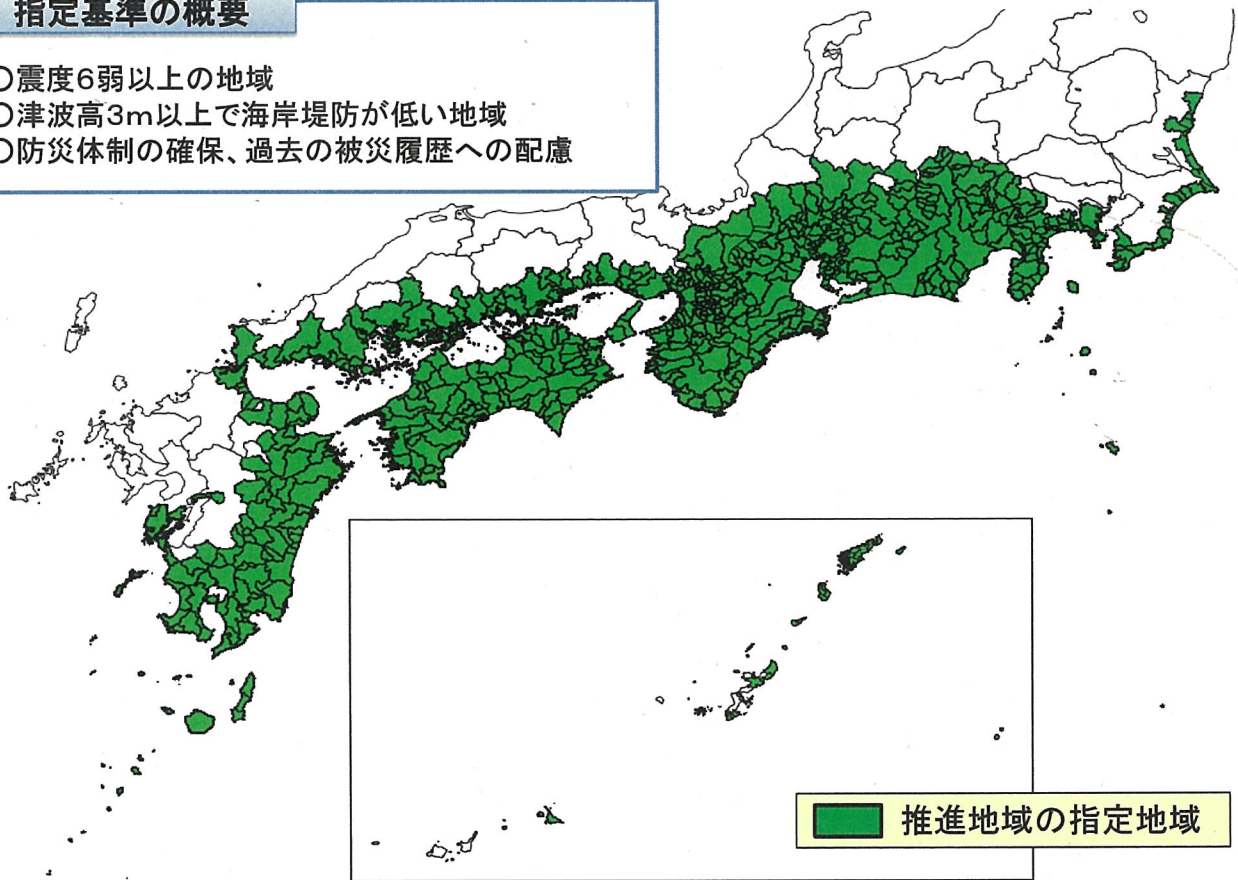
津波避難対策緊急事業計画に基づく 集団移転促進事業に係る特例措置

- 農地法の特例（農地転用の許可要件の緩和）
- 集団移転促進法の特例
（住宅団地の用地の取得等に要する経費の補助）
- 国土利用計画法等による協議等についての配慮
- 地方財政法の特例（施設の除却に地方債を充当）

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

指定基準の概要

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮



南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定

指定基準の概要

- 津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域
 - 特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村
 - 同一府県内の津波避難対策の一体性の確保
- ※浸水深、浸水面積等の地域の実情を踏まえ、津波避難の困難性を考慮



南海トラフ地震防災対策推進基本計画の概要

第1章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

○ 予断を持たずに最悪の被害様相を念頭に、予防対策、応急対策を検討し、着実に推進することをもち、被害の軽減を図ることが重要

第2章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針

南海トラフ地震の特徴を踏まえ、国、地方公共団体、地域住民等、様々な主体が連携をもち、計画的かつ速やかに以下1～9の防災対策を推進

南海トラフ地震の特徴

- ① 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生
- ② 津波の到達時間が極めて短い地域が存在
- ③ 時間差を置いて複数の巨大地震が発生する可能性
- ④ ①～③から、その被害は広域かつ甚大
- ⑤ 想定される最大規模の地震となった場合、被災の範囲は超広域にわたり、これまで想定されてきた地震とは全く異なる様相の被害が発生

1. 各般にわたる甚大な被害への対応
2. 津波からの人命の確保
3. 超広域にわたる被害への対応
4. 国内外の経済に及ぼす甚大な影響の回避
5. 時間差発生等への対応
6. 外カレベルに応じた対策
7. 戦略的な取組の強化
8. 訓練等を通じた対策手法の高度化
9. 科学的知見の蓄積と活用

第3章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策

第2章の「基本的方針」を踏まえて、以下1～7の施策を実施。併せて、各施策に係る具体的な目標及びその達成期間を設定

- | | | | | |
|------------------|---------------|---------|----|----------|
| 減災目標
(今後10年間) | 想定される死者数 | 約33万2千人 | から | 概ね8割以上減少 |
| | 想定される建築物の全壊棟数 | 約250万棟 | から | 概ね5割以上減少 |
1. 地震対策
 - ①建築物の耐震化 ②火災対策 ③土砂災害・地盤災害・液状化対策 ④ライフライン・インフラ施設の耐震化等
 2. 津波対策
 - ①津波に強い地域構造の構築 ②安全で確実な避難の確保
 3. 総合的な防災体制
 - ①防災教育・防災訓練の充実 ②ボランティアとの連携 ③総合的な防災力の向上 ④長周期地震動対策
 4. 災害発生時の対応に係る事前の備え
 - ①災害対応体制の構築 ②救助・救急対策 ③医療対策 ④消火活動等
 - ⑤緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 ⑥食料・水、生活必需品等の物資の調達
 - ⑦燃料の供給対策 ⑧避難者等への対応 ⑨帰宅困難者等への対応 ⑩ライフライン・インフラの復旧対策
 - ⑪保健衛生・防疫対策 ⑫遺体対策 ⑬災害廃棄物等の処理対策 ⑭災害情報の収集 ⑮災害情報の提供
 - ⑯社会秩序の確保・安定 ⑰多様な空間の効果的利用の実現 ⑱広域連携・支援体制の確立
 5. 被災地内外における混乱の防止
 - ①基幹交通網の確保 ②民間企業等の事業継続性の確保 ③国及び地方公共団体の業務継続性の確保
 6. 多様な発生態様への対応
 7. 様々な地域的課題への対応
 - ①高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等の安全確保 ②ゼロメートル地帯の安全確保 ③原子力事業所等の安全確保 ④石油コンビナート地帯及び周辺部の安全確保 ⑤孤立可能性の高い島嶼への対応
 - ⑥沿岸部における地場産業・物流への被害の防止及び軽減 ⑦文化財の防災対策

第4章 南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針

発生時には、南海トラフ地震の特徴を踏まえ、以下1～12に留意して災害応急対策を推進

1. 迅速な被害情報の把握
2. 津波からの緊急避難への対応
3. 原子力事業所等への対応
4. 救助・救急対策、緊急輸送のための交通の確保
5. 津波火災対策
6. 膨大な傷病者等への医療活動
7. 物資の絶対的な不足への対応
8. 膨大な避難者等への対応
9. 国内外への適切な情報提供
10. 施設・設備等の二次災害対策
11. ライフライン・インフラの復旧対策
12. 広域応援体制の確立

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項

指定行政機関及び指定公共機関が防災業務計画において、関係都府県・市町村地方防災会議が地域防災計画において定める「推進計画」に記載すべき事項

1. 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項
 - 〔建築物・構造物等の耐震化、津波防護施設、津波避難ビル等避難場所、避難経路等〕整備すべき施設について定め、併せて具体的な目標及びその達成期間を定める
2. 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
 - (1)津波からの防護 〔防潮堤、水門等の管理、自動化、補強等の推進を定める〕
 - (2)円滑な避難の確保 〔地域住民等への情報伝達、避難行動の確保、関係機関との連携等々を定める〕
 - (3)迅速な救助 〔消防機関等による救助・救急活動実施体制を定める〕
3. 関係者との連携協力の確保に関する事項
 - 〔資機材、人員等の配備手配、物資の備蓄・調達、帰宅困難者対策等を定める〕
4. 防災訓練に関する事項
 - 〔他機関との共同訓練を行うよう配慮、居住者等の協力・参加等を定める〕
5. 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項
 - 〔地震・津波の発生時にとるべき行動、備蓄の確保を含む教育・広報の実施を定める〕
6. 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項
 - 〔国庫負担の嵩上げが適用される津波避難対策緊急事業についての基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針及び対策の目標・達成期間を定める〕

第6章 南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項

推進地域内の関係施設管理者、事業者等が定める「対策計画」に記載すべき事項

1. 対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者
 - 〔津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、
 - ・病院、劇場、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者
 - ・石油等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者
 - ・一般旅客運送事業者（鉄道事業者等）
 - ・学校、社会福祉施設を管理・運営する者
 - ・水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係者
2. 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
3. 防災訓練に関する事項
4. 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

津波避難対策緊急事業

○ 津波避難対策特別強化地域内の市町村長が作成する平成26年度以降の年度を初年度とする概ね5か年の計画（津波避難対策緊急事業計画）に基づき実施される、津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業

【事業内容】

- ① 津波からの避難場所及び避難経路の整備（津波避難タワー、高台へ通じる避難経路等）

⇒ 国庫負担割合2/3へ嵩上げ（通常1/2）

- ② 集団移転促進事業

⇒ 土地確保に資するための農地転用の許可要件の緩和（農地法の特例）

⇒ 土地利用基本計画の変更等に基づく協議、許認可等の処分についての円滑な実施のための配慮

- ③ 集団移転促進事業に関連して移転が必要な要配慮者の利用施設の整備（社会福祉施設、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、病院等）

⇒ 集団移転促進法の適用（用地取得等に要する経費を補助、国庫負担割合3/4）

⇒ 移転する公共施設等の除却に係る経費について地方債を充当（地方債の特例）

⇒ 必要な財政上及び金融上の配慮を措置（補助対象、優遇融資対象の拡充等（予定））

避難施設（例）

